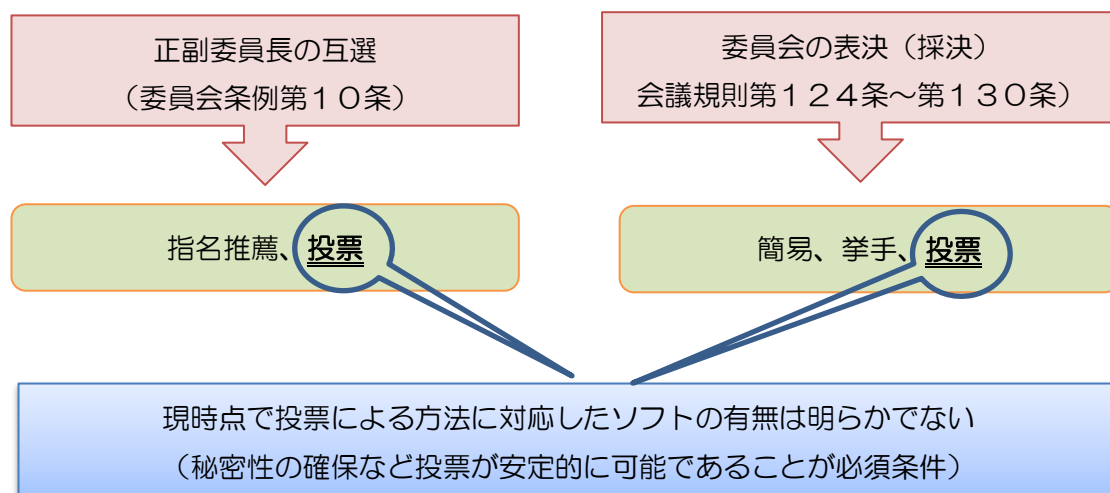


表決方法等について

【副委員長の互選及び表決方法について】



【他市議会参考例】

【例1】

- ・オンライン委員会における表決は、委員会の開会場所に参集した委員及びオンライン出席委員に同時に行うものとする。
事件等について異議の有無を諮るときは、委員会の開会場所に参集した委員及びオンライン出席委員に同時に行うものとする。
表決宣告の際、前条第1項の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。
オンライン委員会における選挙は、指名推薦の方法で行うときのみ行うことができる。

【例2】

- ・委員長は、意見の有無を諮るとき及び簡易採決を採るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行う
委員長は、挙手で採決を採るときは、オンライン出席委員の可否と委員会室に出席している委員の可否を同時に確認し、合算して多少を認定する。なお、オンライン出席委員は、賛成の意思を表明する場合にあっては、他の委員が意思を明確に判別できるように、挙手の状態が明瞭に映像として送信されるようにしなければならない。
表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。
投票による表決は、オンライン委員会においては、行うことができない。
委員会における選挙は、指名推薦の方法で行う場合のみ行うことができる。

【例3】

- ・オンライン委員会における表決は、オンライン委員会を開会する場所に参集した委員及びオンライン出席委員で同時に行うものとする。
オンライン出席委員は、挙手による表決を行う場合は、賛成の意思が名確認判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をするものとする。
委員長は、通信障害等により、オンライン出席委員の表稀有が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン出席委員の表決が確認できないときは、当該オンライン出席委員を棄権したものとみなすことができる。
オンライン委員会においては、投票による表決及び選挙は行わないものとする。

【例4】

- ・委員長は、起立による表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の可否を挙手と発言により一人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の可否を起立により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定するものとする。
委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。
表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。
オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。